# 令和4年第7回 議会運営委員会

- 1. 日 時 令和4年6月10日(金)
- 2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
- 3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
  - (2) 貸与タブレットの紛失・破損・故障時の対応について
  - (3)検討事項について
  - (4) その他
- 4. 出席委員 仁 委 長・斉 藤 伊藤 員 智 子 副委員長 子 委 員・影 柴田圭 員 山廣 輔 委 秋谷公臣委 員・平 田 新 子 委 員 和 田 健一郎 委 員・徳 本 光 香 委 員 繁委 員 尚 田

岩田典之議長血脇敏行副議長

- 5. 欠席委員 なし
- 6. 説明のための出席者

市 長 笠 井 喜久雄総 務 課 長 髙 山 博 亘

- 7. 会議の経過 別紙のとおり
- 8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘 係 長 今 井 好 美 主 事 小 原 陽 子

### 会議の経過

### 開会 午後1時30分

○永井議会事務局長 本日はお疲れさまでございます。時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

まず、会議に先立ちまして伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

- ○伊藤委員長 議会のほうも半ばということで、本日、追加議案があるということで、議会運営委員会を開催させていただきます。また、この後、全協がございまして、その後にもう一度、議会運営委員会を開催して早急に処理したい問題等がございますので、御協力のほどをお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ○永井議会事務局長 ありがとうございました。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、令和4年第2回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

市から追加提案いたします案件は、令和4年度一般会計補正予算の1議案となります。 詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○永井議会事務局長 ありがとうございました。

委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長にお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和4年第7回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題(1)追加議案の取扱いについてを議題とします。執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明を願います。

髙山総務課長。

○髙山総務課長 それでは、総務課から、令和4年第2回市議会定例会に追加提案いたします議案の概要について御説明をいたします。資料のほうを御覧いただきたいと思います。

議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第4号)について、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,580万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ211億8,411万7,000円とするものでございます。

主な補正内容といたしまして、歳入歳出予算、四つ項目がございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和4年度から新たに住民税均等割が非課税に

なった世帯及び家計急変世帯に対し、国の「令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時 特別給付金給付事業」を市が実施するため、給付費及び事務費を計上するものです。

国から交付される地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の中、原油価格及び物価の高騰の影響下における出産育児の経済的負担を軽減するため、令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間に出生した子を養育する父母等に対し、出産育児応援給付金を給付するため、所要額を計上するものです。

国から交付される地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の中、原油価格及び物価の高騰による深刻な影響を受ける法人及び個人事業主に対し、原油価格・物価高騰対策支援金を給付するため、所要額を計上するものです。

国から交付される地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の中、給食用食材費の高騰に対し、保護者等の負担によらずに学校給食の質・量を維持するため、所要額を計上するものです。

以上、4件につきましてをこの後、開催されます議員全員協議会で詳細の説明をさせて いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本案につきましては、13日の本会議で追加上程をさせていただき、委員会付託と して委員会のほうで御審議をいただきたいと考えております。

以上が令和4年第2回市議会定例会に提案いたします追加議案の概要でございます。以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

### [「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 ないようですので、市長、課長、退室されますか。それでは、よろしくお願いします。

次に、事務局より、追加議案の取扱いについて説明を求めます。 事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、議案の追加提案を受けまして、会期中に おける議事日程について御説明をさせていただきます。

お手元に配付の議事日程(案)を御覧ください。日程第6号、行っておりますかね。

- ○伊藤委員長 皆さん、よろしいですか。大丈夫でしょうか。 では、お願いします。
- ○永井議会事務局長 それでは、ただいま執行部から説明がありました追加提案の補正予算1件につきましては、6月13日の日程に追加する案としております。

日程第8、議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第3号)についての委員会付託後に上程をしまして、日程第9として、議案第10号 令和4年度白井市一般会計補

正予算(第4号)についてを追加いたしまして、提案理由及び議案内容の説明、事前通告なしの総括質疑を行い、その後、委員会付託をする案でございます。

以上、議事日程(案)となります。よろしくお願いします。

○伊藤委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について 補足説明を求めたい方はおられますか。

[「なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 ないようですので、次に、議長より議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

岩田議長。

- ○岩田議長 執行部より追加提案する補正予算の議案については、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託をしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

ただいま議長より説明のありました議案の付託委員会について、御意見はございますか。

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

それでは、議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

### [「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 異議なしと認めます。それでは、追加議案の取扱いについては、説明のありましたとおり、6月13日の日程に追加し、日程第8、議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第3号)についての委員会付託後に上程し、日程第9として、議案第10号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第4号)についてを追加し、提案理由及び議案内容の説明、事前通告なしの総括質疑を行い、委員会に付託することに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。これで暫時休憩いたします。 また、全協終了後に議会運営委員会で早急に決めたいことがございますので、全員協議 会終了のときに議会運営委員会の開催時間を報告したいと思います。よろしくお願いいた します。

休憩 13時39分

再開 16時05分

○伊藤委員長 それでは、時間になりましたので、一部の委員がまだ席に着座しておりませんが、委員会としての人数に関しては十分足りておりますので、会議を再開したいと思

います。

それでは、議題の(2)貸与タブレットの紛失・破損・故障時の対応についてを議題と します。

貸与タブレットの紛失・破損・故障時の対応については、前回、4月26日の議会運営委員会の議題(5)その他で、議長より、今後、議会運営委員会で協議するようにとの指示があり、その際、各委員において各会派での検討をお願いしていたところです。ということになっておりますので、御意見をお願いいたします。

徳本委員。

- ○徳本委員 日本共産党では、借りているものなので、基本、壊してしまったら自分で出 そうという結論になりました。
- ○伊藤委員長 ありがとうございます。ほかに御意見は。 岡田委員。
- ○岡田委員 政和ですけれども、2分の1は政務活動費を使って、残りは自己負担でということです。
- ○伊藤委員長 秋谷委員。
- ○秋谷委員 今の岡田委員と同じ意見になるのですけれども、政務活動費で半分、自己負担が半分ということで、そういうふうにうちの会派の意見となっております。
- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 私たちはこれを貸与されているわけで、持ち主の総務課に聞いてみました。 職員のパソコンなんかも全部購入して使われているもので、そういうときは、壊したとき の修理とかどうなっているのですかと言ったら、これは公務で使うものなので、市のほう で負担していますとおっしゃっていました。

ただし、私たちが個人的に使っているものは、仕事の道具だから、ないと困りますよねということはおっしゃって。私たちは貸与して、その理由によると。故意に何かやっていて壊したとか、例えば地震とか交通事故とかで、本人の意思とはかかわらず壊れちゃったというのにも多少は考えないといけないですよねということは言われて。何割とかというのは、聞いたけれども言われませんでした。

一応、私は全額というのは、公務に使っているというところからいうと、きついかなと 執行部が言っていたので、やっぱり50%は自己負担ということでお願いしたらどうかなと 思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 会派の中で話をしましたが、今、平田委員が言われていたように、職員の方がもしそういう事態になったときには、公費負担ということもあるのだろうなと思ったの

で、故意にということではないというようなときは、市役所のほうで代わりというか、きちっとしたことをやっていただくということでもいいのじゃないかなと思います。

- ○伊藤委員長 ほかに発言されていない、影山委員。
- ○影山議員 会派の中では、完全にはまとまりきっていなかったのですけれども、一つは、 しっかり決めていないことがこうやってのこされて、いきなり弁償しろというのもなんだ なと思ったり、取りあえずは公費じゃないかという意見が一つ。

あと、私のほうからは、壊した状況によっても随分差があるよねというのが、平田委員 と斉藤委員と同じような考え方のところもありまして、完全にまとまっていなかったので すけれども、こういった意見が挙がっています。

- ○伊藤委員長 柴田委員、御意見をお願いいたします。
- ○柴田委員 話し合った結果では、政務活動費、半分持つというのは、そういうことに使 うのかなというのがちょっと疑問で。今回、リースというのもあって、公費で買っている 以上は、やっぱり市役所が全部見なくちゃいけないというのは、先ほど小田川議員が始ま る前に言っていたことなのですけれども、じゃあ、持ったときに、破損したときにどうす るかということの決め事をしないまま配付してしまっているというところがあるのですよ ね。だから、こういう場合は自己負担にするとか、そういうようなことなくスタートして しまっていて、とにかく貸与されているという状況。そういう状況である場合は、やっぱ り市の物なので、壊れてしまった場合は公費で何とかしなくちゃいけないかなという気が。 市の物なので。

以上です。

- ○伊藤委員長 それでは、和田委員、御意見どうでしょうか。
- ○和田委員 質問としての2択だったのですが、現状としては、貸与されているものに対するものは公費ではないかなと。修理等は公費で負担するのじゃないかということがありましたが。その公費は負担という中の次で言いましたら、例えばアップルケア、年間9,800円で税別なのですけれども、そういうところにそもそもの保険に入ってやっておくほうが、いざというときの保全といったことで、いいのではないかという形の意見になりました。以上です。
- ○伊藤委員長 和田委員に確認しますけれども、保険に入るというのは、それは先の話であって、今現在のこのタブレットの破損・故障等についての要は修理するなり、新しいものを買わなきゃいけないとか、いろいろな状況はあると思うのです。でも、そのときの費用負担をどうするかという話なので、保険の話はまた後日ということです。
- ○和田委員 それでしたら、私は公費と述べました。公費の考えです。結論から言います と。
- ○伊藤委員長 その場合に、どんな場合でも、要は借りている議員の重過失であっても、

公費ということですか。踏みつけて壊してしまったとかいう場合でも、公費という考えな のですか。

- ○和田委員 一応、故障1年以内の場合でしたら、重過失以外に関しては保証がされると 思うので、多分、議論としては、今は1年以内ですから、重過失の部分だと思いますが。
- ○伊藤委員長 ちょっと確認。事務局、それは大丈夫。1年以内はというのは。ちょっと 待って。事務局に確認しまして。

事務局長、お願いします。

- ○永井議会事務局長 今回のタブレットについては、購入時に先ほど御紹介されていたようなアップルケアのほうに入っていないので、全て後々かかってくる費用は実費ということになっております。
- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 執行部に確認したところ、市の職員のパソコンとか、ノートパソコンにも保険を掛けていない。これにも掛けていないし、これから、購入時ではないので、これから保険を掛けるということは無理だと言われました。

以上、参考までに。

- ○伊藤委員長 このタブレットについて、議会の議員が使っているので、執行部が使っているパソコンとかとは同じに考えてはいけないと思うのです。執行部のパソコン等については、この業務時間内に使っているというのが主ですし、議員の場合は、これを持って自宅に帰っているわけなので、それが持って帰っているときが公務に当たるかどうかという判断も、また誰がするのだということになってしまって、なかなか難しい判断になっちゃうのじゃないかなというふうな思いがあるのですけれども。
- ○平田委員 言いたかったのは、今から保険は掛けられないというだけです。
- ○伊藤委員長 それでは、いろいろ今日は、壊したら自分で直したほうがいいという意見と、公費で直すほうの意見というのが半々ぐらいなのですね、今。これ、どうしたらよろしいでしょうか。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 改めてなのですけれども、先ほど皆さんから御意見を伺って、今回の場合は、 破損したときはどうするかという取決めがほとんどなかったので、いきなりこれを弁償し てというふうな形というのは、ちょっと大変なんじゃないかなと思いました。

なので、今回は何の取決めもしていなかったので、公費のほうから出してもらって、も しこの先、もし同じようなことが発生した場合には、こういうふうにしようというふうな、 二つに立て分けて決めたらどうかなと思いました。

○伊藤委員長 今、斉藤副委員長のほうから、今回はまだ決めがなかったというのと、これから先という二つに分けて協議したほうがいいのじゃないかという御意見が出たのです

けれども、皆さん、どうでしょうか。

秋谷委員。

- ○秋谷委員 私自身は、家に持って帰ってもしているので、自分の過失というのがどの道分からないのですけれども、さっき言ったように、であれば政務調査費で半分ということで。自分も過失がないわけじゃないのだから、お互いに自分の過失も認めて、政務調査費で半分。これは公費でというのは、あまりにも市役所の机で使っているのと一緒にするのはどうかと思うので、私は政務調査費で半分でどうですかという提案をいたします。
- ○伊藤委員長 斉藤副委員長。
- ○斉藤委員 今、秋谷委員のお話の確認なのですけれども、政務活動費で半分、その半分 は自費でということですね。
- ○秋谷委員 自費。
- ○斉藤委員 分かりました。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。

これ、最初に貸与したときに決めていなかったからというのは、これはあまり理由にならないと思うのですね。

#### 徳本委員。

- ○徳本委員 委員長と同じです。決めていようが決めてなかろうが、自腹だったらその人は壊さなかったのかというと、そういうわけじゃなく、ちゃんと大事に使っていて壊しちゃったのだと思うので、そこは統一したほうが、後々、払った払わないという話にならないか。どう払うかは別として、統一はしておいたほうがいいかなと思います。
- ○伊藤委員長 そういった御意見があるので、最初に決めていなかったのは、そういった事情が、急にタブレットが執行部のほうで予算が取れたので、購入して渡しますよということで、こういうふうな流れになってしまって。そのときに全部を決まっていればよかったのですけれども、なかなかそこまで行かない状況でここに来て、こういう事故なのか、壊れちゃったのだから事故なのでしょうね。というのが起きたという状況で、どうするかという判断なのですけれども、やはりこれをゼロか10だと思うのです。公費でやるのか、あとは借りた物なのに壊してしまったのであれば、それは自分で直すべきだと。費用は自分で持つべきだというのと、二つだと思うのですよね。政務調査費で半分を持つというのは、10のほうの中の半分を持つという話ですから、その前の段階では、ゼロか10だと思うのです。その10のほうのときには、タブレットとかパソコンを購入するときに、半分は政務調査費を使っていいですよというふうになっているのだから、その規定を使えば、修理なのか、新しいタブレットを買わなきゃいけないのかと、どっちだか分からないですけれども、それであれば、半分は持ってもいいのじゃないのという話だと思うのです。

だから、その辺で、これもなかなか皆さんで話していても、結果が出そうな感じします

か。今までで秋谷委員、徳本委員、岡田委員は、自己負担でというのが基本だというふうな御意見なのですけれども。

- ○平田委員 私も自己負担で。
- ○伊藤委員長 平田さんも自己負担。割れているのですよね。 斉藤副委員長。
- ○斉藤委員 本来は、今日決めるのが一番よかったですけれども、皆さんの意見を聞いて、 もう一回、まだ会派できちっと話できていないという会派もありましたので、次回という のはどうでしょう。
- ○伊藤委員長 これ、今現在、壊れたタブレットの状況が、議会事務局で修理する費用は持っていないので、9月補正にかけて修理費を請求しなきゃいけないというような事情もございますので、これは、いつまでも決めないでずっと行くというのは、例えば壊れたものを、市に貸与されているものなので、事務局を通して修理なり何なりをしなきゃいけないと思うのです。それは、自分は安いところを知っているからといって、直してくるということではやっぱり駄目だと思うのです。

### 平田委員。

- ○平田委員 詳しくは知らないのですけれども、今その壊した方には予備を貸し出されているのですよね。そうすると、これが3人同じ車に乗っていて、3人交通事故に遭って、3台壊れましたといったら、もうさすがにないわけですよね。そういうことを考えると、今決めておいたほうがいいと思います。
- ○伊藤委員長 事務局長、壊れたものの代わりを貸してあげているということですか。よろしいですか。
- ○永井議会事務局長 たまたま予備機が1台ございましたので、それと今は差替えという 形で御利用いただいております。
- ○伊藤委員長 なるべくこれは早く決めてほしいという議長のほうからの要望が来ておりますので、やはり借りているものなので、壊した場合に、普通は壊した人が負担するのが普通なのじゃないかなと私は思うのですけれども。それを違うというふうに。公費で買ったものだから、公費で直すというのも、それはどうなのかなという。

#### 柴田委員。

- ○柴田委員 壊したものだから自分で直すのは分かるにしても、だから半分政務活動費でって、結局それって公費になっているわけですよね。半分出してもらうというのは、何かすっきりしない。自分で直すのだったら、全額自分で直す。
- 一回、事務局経由、市にお願いして修理してもらう。修理で金額が出たら、それを自分が払うという形だったら一番すっきりするかなとは思うのだけれども。何で政務活動費を使うのかが、逆によく分からない。

- ○伊藤委員長 1点、その経緯については、例えば、もうこれは修理費より購入したほうが安いというふうになった場合に、購入してくださいといったときに、自分のものを買うときには、半分は政務活動費で補充できるというルールになっていますよね。皆さん。
- 〇柴田委員 そうであれば、またそこはそれで問題かも。公費負担で買ってもらって、貸与されているタブレットが壊れちゃいました、で、買いました。それは、また自分で政務活動費で出しますというと、それはそれでおかしくないですか。公費で全額今まで買われているのに対し、壊しちゃって直すということもできなくて、買い換えるしかなくなりました。

その場合は、政務活動費を充てて半分、公費で出して、半分、自己負担。それも何かほかの人たちは、みんな公費のものを貸与されているのに、そうなっちゃうと、半分自分のものみたいになりますよね。ちょっとそこら辺おかしくない。

- ○伊藤委員長 それは自分のものにはならないので、事務局のほうが購入したものの半分を負担するという。全額を出すうちの。
- ○柴田委員 壊れてしまって、差し替えなきゃいけない場合は、政務活動費を充ててもいいという話でしょう。
- ○伊藤委員長 そう。
- ○柴田委員 それもちょっと変じゃないかと。
- ○伊藤委員長 平田議員。
- ○平田委員 まず、自分が壊したという責任に対して、自分がお金を出すという考え方で、 公費で買ったのだから、公費でしょということではないというのが私の一つの考えです。

それで、その中で半分は公費というときに、公費として出してもらうのか、政務活動費を使っていいのかというのはまた別の議論として、全額公費で買う、それこそ10かゼロかということをまず先に決めたらいかがでしょう。

それで、政務活動費でタブレットを購入しようとしたときに、大反対した方

もいらっしゃいますよね。そうすると、政務活動費で出していいということになって、も う私は政務活動費の使い道は全部決めているからという方は、全額自己負担で10万円なり を出す形になるのか。いろいろなバリエーションが考えられるので、まず、10かゼロかを 決めておいたほうがいい。

○伊藤委員長 わかりました。

それでは、まず最初に、壊して修理なり買い換えるなり等の費用負担については、壊した人が負担するということで御意見を諮りたいのですが。壊した人が負担するということでよろしいでしょうかという。

[「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 反対の方はいらっしゃいますか。壊した人が負担するということに。
- ○斉藤委員 会派の中では違う意見でしたけれども、皆さんがそういうふうにおっしゃる のであれば、それも考えをあらためて。
- ○伊藤委員長 それではまず、タブレットの破損・紛失・故障等についての修理等、買換えの費用負担については、その原因者である方が費用負担をするということでよろしいですか。

### 〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長では、その部分については、そういうふうに決定させていただきます。

それでは、その先の費用負担の中の政務調査費を使えるか使えないかというのは、ここで決める必要はあります。それはまた、政務調査費の運用のほうのところで話してもらわないと。例えば修理費の半分を政務調査費で持っていいかいけないかは、代表者会議のほうで決定していただかないと、政務調査費の運用の部分になりますので。私はそう思うのですけれども、皆さん、いかがでしょうか。

### [「異議なし」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、議長のほうに。壊した場合の費用負担は原因者がするのですけれども、その負担についての政務調査費を使えるか使えないかは、代表者会議のほうで諮っているようなので、そちらで決定していただくということでよろしいですか。

岩田議長。

- ○岩田議長 今、議運のほうの話合いで、その破損・紛失等の場合は自己負担となることは分かりました。この議運のほうで、その場合、政務活動費が使えるかどうかというような意見は何もないということでよろしいですか。何か方向性はありませんか。全て代表者会議で決めていいということ。
- ○伊藤委員長 斉藤副委員長。
- ○斉藤委員 代表者会議で決めていただきたいと思います。
- ○岩田議長であれば、そのように。
- ○伊藤委員長 皆さん、それでよろしいですか。

#### [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 それでは、そのように、議長のほうよろしくお願いいたします。

それでは、タブレットについては、そのように決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次の、もう一つあるのですよね。検討事項についてということで、本日は項番 10番、委員長報告に対する質疑の在り方について検討したいと思います。

では、この協議においては、当初より検討事項としてありました委員長報告に対する質疑の在り方の部分と、以前の議運の中で提案のありました委員長報告の内容及び委員長報

告作成においての一定のルールや手順の有無についてとありますので、協議したいと思います。

最初に、委員長報告に対する質疑の在り方について協議したいと思います。提案者から の説明をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

政和の血脇副議長。

○血脇副議長 それでは、説明をさせていただきます。

説明をする前に、今、委員長のほうから、この委員長報告の件で3点ほど挙がりましたが、委員長報告の内容ですとかそういうものは、当方から出したものではございません。 当方で出したものについては、委員長報告に対する質疑の在り方ということで出しておりますので、これからの説明については、その部分に限定したものということで理解をしていただきたいと思います。

この委員長報告が実施されているわけですけれども、委員長報告の後に委員長報告に対する質疑が行われております。この質疑につきましては、委員会でどのような質疑があったか。質疑があった場合、それの答弁はどういう答弁だったのか。あるいは、こういう質疑があったのか。状況によっては、ありませんでしたというような現行の白井市議会の議会の中の流れになっているかなと思うのですが、ここで提案させていただいているのは、随分前ですが、委員長報告を実施する1週間ほど前には、各会派に委員会の会議録が配付されております。それで、その会議録を見ていただくと、質疑、答弁、そういうものが確認できると思われているところであります。このようなことから、この委員長報告に対する質疑というのは、どうなのかなということで提案させていただきました。

今は、当時は会派に1部の会議録が配られたのですが、見られない人も多分出たりとかすることもあったかと思いますが、現時点、全てタブレット上に全ての議員に会議録が送られておりますので、事前に質疑事項、答弁事項、そういうものが確認できると考えているところです。

そういうところから、委員長報告に対する質疑というのは、今後どのように速やかな議会運営等を考えたときに検討していただきたいなというところで提案させていただいたものでございます。現行だったら、現行のままでもこれは致し方ないのですが、致し方ないというか、それで結構ですが、検討していただきたいということで出したものでございます。

以上です。

○伊藤委員長 今、委員長報告に対する質疑について説明をいただきました。御意見はございますでしょうか。

秋谷委員。

○秋谷委員 私自身、議員になって、その場面も見させていただいたのですけれども、実

際には、この委員長報告に対する質疑は、ほとんどないのが現状なので、私はこの部分はなくてもいいのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 血脇委員に、提案者に質問なのですけれども、そういう場合、1回席を替わって、ありますか、ありませんという、そういうパターンが多いので、この時間が無駄なので、なしにしたらという御提案と受け取っていいのでしょうか。
- ○伊藤委員長 血脇副議長。
- ○血脇副議長 無駄だという意味ではありません。議案数が少なく質疑が少ないものは、 委員長は、その内容をしっかりと当日までに確認することができます。

ところが、非常に議案数が多かったり、一つの議案で非常に質疑、討論が多くある場合もございます。どういう質疑があったか、そういうものを私も委員長をやっているときに全て確認させていただいていました。でも、当日になると、どこに書かれていたかなとか、そういうことがあったりして、非常に委員長へ負担が大きいというようなところを感じたことがありました。

質疑の中であったか、なかったかとかという部分もあったので、提案させていただいた 次第でございます。

以上です。

- ○平田委員 分かりました。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。 柴田委員。
- ○柴田委員 血脇副議長のこの御提案というのは、条例改正も含んだ御提案ですか。
- ○伊藤委員長 血脇副議長。
- ○血脇副議長 条例改正を含んだ提案ではございません。委員長報告に対するものは、市議会条例の第40条辺りかなと記載されておるのですが、これを変えるという意味ではなく、例えばです、これ。委員長報告が終わりました。終わった後に議長から、委員長報告に対する質疑はございませんかというようなあれがあると思うのですけれども、これは申合せとかに記載することはできないのですけれども、紳士協定というか、そういう形で質疑はなしというようなスムーズな進行に図られるといいのかなと思って提案をさせていただいている部分があるということで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○伊藤委員長 柴田委員、よろしいですか。ほかに。 柴田委員。
- ○柴田委員 委員会条例にしっかり質疑をすることができると書いてあるのに、そこを委員会条例まで変えるつもりなのかなというのを確認したかったというのと。あと、これま

でも議事録あるんだから、こういう質疑はありましたかみたいなのはやめようよというような話は、委員の間では出ていた話です。

ただ、意図的に、こういう質疑というのは果たして妥当なのだろうかということが頭にあって、どういうこういう質疑はありましたかと。本会議場で、議事録に残すために、そういう意図をもって発言をする。それに対して、委員長が答えるというのはあったと思います。

やっぱり状況に応じて、そういうのというのはあると思うので、もちろん紳士協定的なもので不要な質疑はしない、時間は短縮するようにしましょうというのは必要だとは思いますけれども、これをどうこういじるというのは、私はやめたほうがいいのじゃないかなと思います。

- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 その議論がなかったことが分かっていても、あえて質問したことがあります。 こういう質問ありましたかと。ありませんでしたということを受けて、討論に結びつけた ことはあります。そういう手法はありだと思うので、これをいじる必要が本当にあるのか なというところは、このオウム返しのように返事をするということ以上に、それを討論に 結びつけてという手法まで消すのかなというのには疑問があります。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。 徳本委員。
- ○徳本委員 同じく、1期目ですけれども、その皆さんの質問とかを見ていて、こういう 議論があったのかという質問で、ないですということで、そんな重要な議論がなかったの ですねということを明らかにしたりもして、委員としても、ああ、そこが抜けていたみた いなこともありますし、まず、条例に質問できると書いてあるものなので、したい場合は できるというふうにするほうがいいのじゃないでしょうか。ほとんど質問ないからこそ、 やりたいときはできるようにしておけば、そんなに進行を妨げるということはないと思う ので、そのままでいいと思います。
- ○伊藤委員長 ほかに御意見は。 秋谷委員。
- ○秋谷委員 私は先ほど、全然ないからと言ったのですけれども、本当であれば、前もって委員長報告の内容が分かっていれば、その質問する方だって、こういうことなかったですかとか委員長報告の前に諮ってくれれば、委員長さんは前もって、あるかないかを見つけて。その場で聞かれると、一度あったのですけれども、あったっけ、なかったっけと副委員長と2人で右往左往するような形になっちゃうので、その辺のところが、どれかうまい工夫があるといいのだけれども。前もって委員長報告が分かっているなんてという状況はないもので、急になので、そこは私も。先ほど、全然ないものなのでと言っちゃったの

ですけれども、あればあったにこしたとはないので。

- ○伊藤委員長 血脇副議長。
- ○血脇副議長 今、秋谷委員のほうから、前もって委員長にこのようなというような話があったのですけれども、実はこういうことがありました。私が委員長をやっているときに、ある議員から、こういう質疑をして、会議録の何ページのこの辺に書かれているからというようなことで、事前にそういうような情報を頂いたことはあります。気を遣ってくれている議員さんですとか、そういう方がいたりするのだなと思いながら、委員長を経験したことがございます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。斉藤副委員長。

○斉藤委員 会派でこれも話をしました。特に血脇副議長の話もよく分かるし、ほかの議員が言われたように、分かっていても、あえてそこを確認するという手法もあるということもあるので、どっちがいいかというのは、会派としては結論が出なかったところです。 ○伊藤委員長 委員長報告に対する質疑ということで、委員会の中で話したことしか委員長は答えることができないので、質疑をする場合に、その質問者が委員会の中で質問したのと同じ質問であれば、委員長は答えることができると思います。全く同じ質問をこういうふうな話を、こういうふうな話がどうなりましたかというのと、またニュアンスの違う話を急に質問されると、委員長は答弁するときに、委員長報告の中の執行部の答弁とかそういうものを、それを使っていいのかどうかというのは、それは委員長の判断で変わってきちゃうと思うので、なかなか難しいところですね。

というのは、それはそれとして置いておいて、平田委員と徳本委員と柴田委員が言ったように、そういった手法で、当然そういう質疑はありませんでしたと返ってくるのが分かっていても、したいというような質疑の場合には、議員の質問権を抑えるということはできないと思うので、これは、このままでするしかないかなというふうに感じるのですが、皆さんはそれでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

- ○伊藤委員長 血脇副議長、大丈夫ですか。血脇副議長。
- ○血脇副議長 この最後に、一考願いたいと書いてあるのですけれども、一考いただいたので十分でございます。
- ○伊藤委員長 それでは、委員長報告に対する質疑については、現行のままということで 決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、その次に、影山委員と徳本委員より、議会運営委員会の中で委員長報告に対

する希望が出ていたのですけれども、その辺、影山議員と徳本委員、内容について。徳本 委員はルールづくりという。影山委員が委員長報告の内容についてという、検討願いたい というようなことがあったように記憶されているのですが。委員長報告で。

徳本委員。

- ○徳本委員 委員長報告のときに、その会議の今回はそのシーズンになりましたので、翌日までに自分がした質問と討論を書いて出しますよね。そのときに、三つまで質問を出すのですけれども、それを幾つ採用するかとかというのは、基本、委員長の裁量になっているので、そうであれば、一応、優先順位をつけて出せるようにしておけば、一つしか選ばれない場合でも、一番自分が伝えたい質問を選んでもらえるので、優先順位制にしたらどうかという提案です。
- ○伊藤委員長 影山委員。
- ○影山議員 私もそれに付随するような内容で。全体的にはいいのですが、そうでなくて 困る場合があります。例えば、質問した内容が実は答弁とつながっていないとか、そうい うことで、何でこれを載せてくれないのというふうになったらば困るので、優先順位プラス、質問者にもちゃんと確認させていただくような機会があれば。そういう機会があれば ということで、ここは申し上げています。
- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 委員長報告の原稿の確認という意味ですね。前、1回やったことあるのですよね、それ。直前に。でも、すごくせわしい状況に陥ってしまうので、いつもぎりぎりで作っているので。1回、環境経済だったかなんかで、送ってくださいという議員がいたので、送ってこられて確認して、それで、委員長報告になったということはありました。

みんな、今回からタブレットが入っているので、一斉に送って、ちゃんと確認して、戻せるというのであれば、それを考えてもいいのかもしれませんけれども。

- ○伊藤委員長 平田委員。
- ○平田委員 委員長さんと事務局のほうで、スケジュール的に確認する時間って取れそう か取れそうじゃないか。その辺の判断が分からないので、お聞きしました。
- ○伊藤委員長 これは誰がこたえる。今、委員会が終わって委員長報告の作成が入って、 最終日に報告になりますけれども、その中で、みんなが確認する時間が取れるかと言われ ると、取れる場合もあるでしょうし、取れない場合もあるだろうから、この全部こういう ふうにと決めるのは、難しいのではないかというふうに理解しています。

平田委員。

○平田委員 それと、確認しただけじゃなくて、私はこれを載せてほしくない、こっちを載せてほしいとか要望が出た場合に、それを調整して、そのとおりにやれる時間があるかどうか。ただ見るだけの確認じゃなくて。

- ○伊藤委員長 柴田委員。
- ○柴田委員 質疑に1、2、3というふうに、自分が自分で読み上げてほしい順をつけて おいたらどうですかという提案になると思います。そこまでやってくれるのだったら、委 員長も何も1番をやめて2番にするということも。
- ○伊藤委員長 今の流れの中だと、質問を三つ書いてくれというふうに出すと、審議した い順番で皆さん書いて出されていると思うのです。それを優先順位とかにする場合に、三 つ書くように委員がした場合に、委員長報告する、その1番を優先的に。

でも、その1番が、全員がいっぱい出てきた場合に、全部の1番を拾えるかというと、 議案がいっぱいあって、その中でその一つの中で、要は6人が全部質疑した部分がかぶっ ていればいいのですけれども、1番が全部ばらばらの場合に、その報告を作るときに、そ の全部を1番を拾えるかといったら、それもまた拾えないときも出てくるとは思うのです。 徳本委員。

- ○徳本委員 そこは基本、信用しているというか、ある議員は二つで、ある議員がゼロみたいなことがなければ、重要だと思うものを選んでもらっても、そこまで完全に捉えることはないですし、今まで討論も正確に報告で使ってもらえているので、そういう優先順位だけはっきりすれば、選ぶほうもやりやすいのじゃないかというところまでです。私の要望は。
- ○伊藤委員長 血脇副議長。
- ○血脇副議長 優先順位をつけるというのは非常にいいことだと思うのですが、これについては、委員会の中で決めていただいていいのかなと。

こんなことを言うとあれですけれども、ここに秋谷都市経済常任委員長がいらっしゃるのですけれども、3月議会のときに、都市経済常任委員会は、3項目の中に各々で順番を優先順位をつけて委員長に提出したということを行っておるということを申し添えておきたいと思います。

○伊藤委員長 それでは、ここに議会運営委員会の中には、3常任委員会の委員長が含まれておりますので、この場で、質問事項は、各委員が一番優先してほしいものを1番として質問事項を提出してもらうという。これは内規的な、申合せにも書きませんけれども、そういったルールで今後、その後の部分については委員長権限がありますので、なるべく委員長に、どういうふうな順番で質問が出されているのだということを認識して委員長報告を作成するということで、御理解、各委員に周知するということでよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 ほかに御意見は大丈夫ですか。 事務局長、お願いいたします。
- ○永井議会事務局長 スケジュール的にどうかというお話でございます。委員長報告につ

いては、毎回やはり結構苦慮していることがありまして、今年から、会期としては1日増 やして余裕を設けるようにしました。ただ、それが従来どおりのやり方であったら何とか 収まるかなということなのですが、原稿の訂正ということを間に入れると、恐らく厳しい かなというふうには思います。

以上です。

○伊藤委員長 その委員長報告については、委員長の権限の中だと思うのです。ですから、これは委員と委員長との関係で諮っていくしかないのかなと。これを一旦、委員長報告をほかの委員に出したときに、やっぱりここはこうがいい、こうがいいという意見が出てきたときに、それはちょっと無理だと思うのです。こうなってしまうと。

ですから、その質問の順位づけだけをするということで御理解いただいてよろしいですか。

# [「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 そのように各委員に周知するということで、よろしくお願いいたします。 それでは、残りの検討事項のこのYouTube関係については、また後日。今日はも う時間がありませんので、小田川議員いらっしゃるのですけれども、今日は時間がないの で、また後日、この提案理由等を確認して協議をしたいと思います。

それでは、議題の(4)その他についてを議題とします。委員の皆様から何かございますか。

#### [「なし」と言う者あり]

- ○伊藤委員長 議長から何かございますか。
- ○岩田議長ございません。
- ○伊藤委員長 それでは、事務局から何かございますでしょうか。
- ○永井議会事務局長 ございません。
- ○伊藤委員長 ほかにないようでしたら、この委員会を閉じて、少しだけ時間を頂いて視察の関係の話をしたいと思いますので、御協力をお願いいたしたいと思います。

それでは、本日の議題は全部終了しました。よって、議会運営委員会を閉会します。慎重なる御質疑を賜りまして、誠にありがとうございました。終了いたします。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和4年7月28日

議会運営委員長 伊藤 仁